ウ　更生担保権者は、管財人からの上記イ記載の売却通知がない場合であっても、換価予定不動産の売却を求めることができる。

この場合、更生担保権者は、管財人に対し、対象不動産、購入希望者、購入価額、見込まれる担保弁済額、購入条件を明記した書面による通知を行う。管財人は、当該通知を受けた後、１か月以内に当該通知記載の見込まれる担保弁済額を超える価格で売却する旨の申し出を行わない限り、当該通知を受諾したものとし、裁判所の許可を得て、当該通知記載の購入希望者に当該不動産を売却する。

⑹　担保権の放棄等

ア　更生担保権者は、いつでも、管財人に対する書面による意思表示により、換価予定不動産を目的とする担保権を放棄することができる。

イ　上記アにより放棄された担保権にかかる更生担保権額については、更生担保権不足額に準じて上記⑷の定めを適用する。但し、債務免除の時期は、上記放棄時点とする。

ウ　更生計画認可決定日から５年が経過する日までに換価予定不動産を売却できなかった場合、更生担保権者は、以後１か月以内に換価予定不動産の処分方法として、以下の(i)又は(ii)を選択し、それを管財人に通知しなければならない。更生担保権者が、上記１か月以内に管財人に対し、(i)又は(ii)のいずれの方法を選択したかを通知しなかった場合には(i)を選択したものとみなす。

(i)　管財人との間で合意した日をもって、確定更生担保権額の弁済に代えて、換価予定不動産を代物弁済により取得する。この場合、更生会社は、換価予定不動産にかかる瑕疵担保責任を負わない。

(ii)　更生担保権者において、換価予定不動産につき、裁判所に対し、競売手続の申立てを行い、換価する。この場合、競売手続による配当金又は弁済金を担保弁済額とみなして、上記⑶又は⑷の定めを準用する。

更生担保権者が(ii)を選択した場合でも、上記管財人に対する通知の日から３か月以内に競売手続が申し立てられなかったとき、又は、競売手続が申し立てられたものの、換価予定不動産を売却できずに当該競売手続が終了したときにも、管財人は、確定更生担保権額の弁済に代えて、管財人が指定する日をもって、当該換価予定不動産を更生担保権者に代物弁済する。この場合、更生会社は、換価予定不動産にかかる瑕疵担保責任を負わない。

エ　更生担保権者が、上記ア又はウを選択する場合、平成29年６月30日以降の当該不動産にかかる維持管理費、及び同日以降に生じた当該不動産にかかる果実（第三者から収受する賃料等）等について、管財人と当該更生担保権者との間で精算を行わない。

第２節　優先的更生債権

第１　租税等の請求権

１．届出債権

件数	確定更生債権額	別表
31件	225,539,644円及び額未定	別表８－１

（内訳）

①　本税等（租税等の請求権のうち、延滞金等（租税等の請求権のうち、延滞税、利子税及び延滞金にかかる請求権をいう。以下同じ。）以外の請求権をいう。）　160,775,244円

②　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　64,764,400円

③　更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定日があるときは当該決定日）までの延滞金等　額未定

④　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日以降に更生計画認可決定があるとき）　額未定

⑤　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　額未定

２．権利の変更及び納付方法

⑴　権利の変更

ア　別表８－１記載の租税等の請求権のうち、更生手続開始決定日の前日までの延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

イ　同表記載の租税等の請求権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（但し、その日までに更生計画認可決定があるときはその決定日）までの間に生じた延滞金等は、徴収する権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。

ウ　同表記載の租税等の請求権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日以降に更生計画認可決定があるとき）は、徴収する権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

エ　同表記載の租税等の請求権のうち、更生計画認可決定日以降完納に至るまでの間に生じた延滞金等は、徴収する権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。

オ　上記ア乃至ウは免除効力発生日（本更生計画に基づく、更生債権等の権利変更の効力発生日をいい、具体的には、更生計画認可決定日から１か月後の応当日（１か月後に応当日がないときは、その月の末日）をいう。以下同じ。）に、上記エについては完納時に免除を受ける。但し、上記ア及びウについては、免除効力発生日以後に徴収する権限を有する者の同意を得られたときは、当該同意が得られた日に発生する。

⑵　納付の方法

上記⑴の権利変更後の債権額を、一括弁済日に一括して納付する。

第２　労働債権

１．確定債権

件数	確定更生債権額	別表
261件	633,216,740円及び額未定	別表８－２

２．権利の変更及び弁済方法

⑴　権利の変更

ア　別表８－２記載の確定更生債権額のうち、元本及び開始前損害金等（更生手続開始決定日の前日までの利息請求権及び損害金請求権をいう。以下同じ。）については、免除効力発生日に80％の免除を受ける（弁済率20％）。